

子育て第298号
令和2年11月12日

保護者の皆様へ

芽室町長 手島 旭
(公印略)

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う御協力等について(お願い)

日頃より保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染防止に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

十勝管内においては、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されており、町内の保育施設にて新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には、保育施設と町とで施設内の感染状況等の情報を共有し、保健所の指導のもと、必要な対策を講じることとなります。

保育施設における感染防止及び感染者発生時に速やかな対応を行うため、下記のとおり保護者の皆様に御協力いただきたいこと等を整理いたしましたので、町の感染防止対策に御理解等いただきたく、よろしく願いいたします。

なお、今後、状況に応じて対応を変更する場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 保育施設への連絡について

以下に該当する場合、必ず保育施設に御連絡ください。また、その際には保育施設からのお子様や御家族の症状等の聞き取りに御協力ください。

ア 登園(所)しているお子様が感染した場合

イ 登園(所)しているお子様が濃厚接触者となった場合

ウ 登園(所)しているお子様または同居の御家族が PCR 検査を受けることになった場合

※ ここでいう PCR 検査とは、保健所の指示または診察した医師の判断で行われるものをいい、会社の指示で受けたなどの場合は含まれません。

2 保育施設と町との情報共有について

保育施設が聞き取った情報は、町と情報を共有し、保健所の指導のもと、必要な対策を講じることとなります。

なお、御提供いただいた情報については、個人情報保護の観点から取り扱いに万全を期してまいります。

3 保育施設をお休みいただくことについて

「1 保育施設への連絡について」で保育施設への連絡が必要な事由に該当した場合、以下の期間は保育施設をお休みいただくようお願いいたします。

保育施設への連絡事由	お休みいただく期間
登園(所)しているお子様が感染	治癒または保健所での健康観察期間の間
登園(所)しているお子様が濃厚接触者となった	保健所での健康観察期間の間
登園(所)しているお子様 または同居の御家族が PCR 検査を受ける	検査結果(陰性)が判明するまでの間 なお、同居の御家族が濃厚接触者となった場合、 健康観察期間中は、その方がお子様を送迎することはお控えください。

4 保育施設での感染者が発生した場合

利用児童や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、保健所の調査の結果により施設の消毒が必要な場合または他の利用児童や保育士に濃厚接触者が発生した場合などには、施設の全部又は一部の休園(所)を行い、必要な対策を講じることとなります。

この対応について御承知おきいただくとともに、休園(所)に伴う家庭保育等について御協力をお願いいたします。

なお、休園(所)する場合には保育施設からお知らせいたします。

5 お子様の体調管理等について

お子様の体調管理に御協力をお願いいたします。なお、お子様が発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時には保育施設の利用はできません。

なお、利用ができない期間は、発熱等が認められた場合は解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでとなります。

6 保育料について

「3 保育施設をお休みいただくことについて」、「4 保育施設での感染者が発生した場合」に該当して保育施設をお休みいただいた期間については、保育料の日割り計算を行います。なお、本理由によりお休みした場合は、保育施設より欠席日数を報告していただきますので、保護者様からの町への申請等は不要です。

また、欠席日数確定後の処理となることから、一旦、日割り前の保育料を請求する場合があります。その場合は、払い過ぎとなった保育料を後日還付いたしますので、予め御了承ください。

(子育て支援課児童係)